

五 災 害

五 災 害

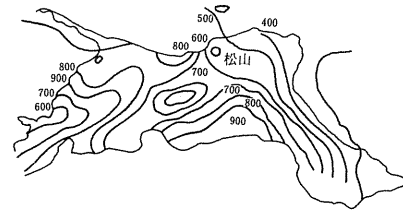
『愛媛県史概説下巻』に県下の風水害について、安政四年（一八五七）から百年間のものを記載している。災害件数三三〇のうち、台風によるものが一一六件を占めている。その中で、特に記録に残るもの、またなまなましい記憶にあるものをここに書きとどめよう。古くは、重信川・大谷川は洪水の度ごとに流れを変え、乱流の状態であったのであろう。堤防が完備すればするほど、また山村の開発が進めば進むほど、洪水時に堤防内の堆積が多くなり、河川が天井化し、堤防決壊の場合は、はなはだしい農業災害をもたらしてきたのである。慶長五年（一六〇〇）ころから、だいたいの現状に近い河状に改修され、その後、年々維持改良を加えてきたものであるが、明治以後洪水によって被害が度重なつた。特に、明治十九年（一八八六）九月一日、県下に風水害をもたらした台風は、一日、沖繩方面付近より北東に進み、九州の南東部より豊後水道および広島西方を経て一日に日本海に出た。被害は、石手川堤防決壊、櫛生村の山岳崩壊など、死者八〇人とある。同一七年に続く台風の被害により、松山測候所設立の気運が高まり、愛媛師範学校教諭小野太郎は、設立の必要を提唱、同二年一月、県議会は測候所設立を可決、翌二年七月着工、翌三年一月一日から観測開始の運びとなった（『気象百年史』）。

大正一二年（一九二三）七月一日～二日と猛雨続きのため、県下全般にわたって明治初年以來の未曾有の大惨事をもたらした。一二日午後、石手川決壊、八〇余町の水田流失、伊予郡大谷川の出水もはなはだ

しく、いつ決壊をするかも知れないので、消防員総出動し、郡中署からも芝署長以下現場に出動、警戒に努めた。矢取川も出水して神崎伊予神社付近に濁流氾濫し、その流水は、松前方面の稲に被害を与えた。

下三谷部落民百五十余名激憤して横田部落に殺到す。……北伊予村横田では、前回の水害で大谷川が決壊し危険にひんしたので、復旧工事を急いでいたが、最初工事を南伊予村下三谷と横田と両部落が請負っていた。それが個人の請負となり、今回の大出水に復旧が間に合わず、下三谷七〇歩（七〇町歩）に浸水したのである。これは復旧工事怠慢だととして十三日、午後警鐘を乱打し、手に手にくわを持って百五十余名が横田村におしかけたのである。出合河原俄然決壊……出合点より二町上手字木屋見と称する所、十二日午前九時決壊余土村一円濁海と化す。郡中線復旧見込立たず、中河原の假橋流失し南伊予松山線の県道は浸水し交通不能となる（『海南新聞』）。

昭和一八年（一九四三）七月二日～二四日、この台風は一七日サイパン島付近に発生し、発達しながら北西に進み、二二日一八時に室戸岬南方五〇〇級の海上に達し、二三日ころまでほとんど停滞気味で、二四日愛媛県を北上して日本海に出た。このため降雨連続し、記録的豪雨となった。松山測候所五四〇mmの雨量は、松山地方平均雨量五か月分が四日間に降ったことになり、明治二三年測候所開設以来の降雨量であった。第15図は台風による県下の雨量を示すものである。県下の被害は死者一一四名、行方不明二〇名、家屋全壊一、一三二戸、床上浸水二万七、〇二〇戸、堤防決壊一、〇七四か所などとなっている。松前町では、二三日朝に至り、ついに合橋水量標七・二mを示し、午前九時北伊



第15図 昭和18年7月20日～25日の県下の雨量

予村徳丸地さきの左岸堤防が決壊し、続いて、岡田地区六か所（大小合わせ二五か所）も決壊、耕地の流失・埋没一、七三〇歩（一、七三〇町歩）の莫大な被害を受けた。徳丸堤からの濁流を直接受けた中川原の人々は、当時の様子を次のように語っている。

濁流の本流は中川原へ真ほこに來た。床上七〇歩ほどあり、今でも柱や壁にその跡が残っている。畳を積んで避難した。中川原の部落内の道は、腰から上まで水があるので通れないため西へまわり、鉄道線路を通過して北伊予小学校へ避難した。途中、大間への道の所、国木泉の所など数か所が決壊して枕木がブラブラになっているので、はって渡った。牛がかわいそうなので避難させた。泳いでついできた。土べいは一尺水につかったら倒れるものである。したがって、すべて倒れてしまった。三日間くらいで水がひいたと思う。当時は西瓜を多くつくっていたが（農家では平均約一〇町）ちょうど収穫時期で、つると共に流され、水のひいた後、各水田のあぜに一列にきれいに並んでいた記憶が残っている。原町の米俵もたくさん流れ

地搗にこめる反撥力

青年は起ち上る・逞しき復興の槌音

聲涙下る 相川知事の激励

北伊豫の村の災害視察記

相川本四郎氏は今次被災地視察のため、七月二十一日、二十三日、二十七日の四回、北伊予郡中を視察し、各部落の被害を調査し、被災者の苦境を体察し、復興の道を示した。……

第16図 災害復興の記事（愛媛合同新聞）

当時の相川知事は、今次災害復興のため連日陣頭指揮を行い、モッコもかつぎ作業にも従事した。相川知

六 水利と水論

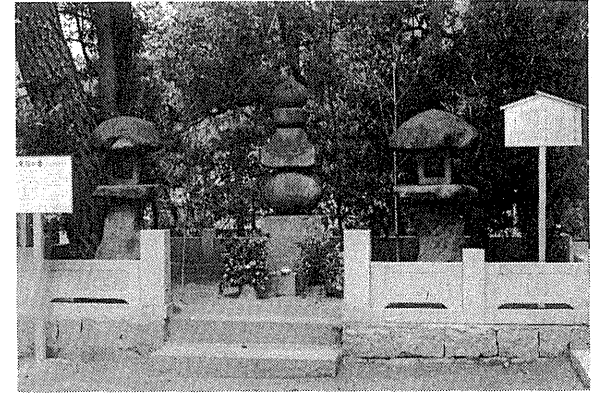
六 水利と水論

1 松前地域の水利

治水 足立重信による重信川水脈付替工事は、重信川の河身を固定化し、その乱流と氾濫を著しく制圧した。これによって、松前地域一〇〇〇町歩におよぶ米作は安定し、村々の画期的な発展の基礎が確立した。世人、加藤嘉明・足立重信の治水の業績をしのび、長く「佐馬助殿堤」・「重信川」の名を伝えて、その偉業をたたえている。

灌漑 治水と相まって、用水・用排水路の開発、整備も農業再生産の必須条件となる。村落内部の毛細管的施設は自普請として村落共同体の手で行うが、幹線的な泉井の開発、補修は藩の手で御普請として行われる。神取泉・杜若泉などの泉井汲えなどはしばしば郡普請として実施されている。この場合、人足の扶持米、竹・木・藁・縄など諸色入費は藩の負担であった。

なお水利をめぐる村落共同体間の水論は頻発しており、なかでも麻生水論は、伊予水論史上最大の騒動であった。



第24図 足立重信の墓(松山市山越)

2 麻生水論

市の井手 重信川の左岸にある八瀬から水をひき入れて用い水路に、上流に小(古)樋井手、下流に市(一)の井手という二つの井手があった。小樋井手は上麻生村(大洲領)・下麻生村(新谷領)の用水、市の井手は南神崎村(宮之下村)・上野村・大洲領・天領)八倉村(大洲領)徳丸村(松山領)出作村(松山領)五か村の田地用水となっていた。この二つの用水路は平行して西流し、重信川の支流である矢取川の川底を貫通しているが、両水路の間隔はわずかに二〜三間にすぎない。しかも、南側にある麻生方の小樋井手は、八倉村の中段から北に折れて市之井手の上を通過するが、この通過する所は寛で用水が通るようになってきている。もし八瀬の取入口の上流側にある小樋井手の堰門を堰き止めると、市の井手掛りの下五か村の田地は、小樋算のこぼれ水を受けるしかない。しかもこのこぼれ水は微々たるもので、とうてい足しになる量ではない。これが双方の間の長年におよぶ水論の禍根をつくっていたのであった(第25・26図参照)。

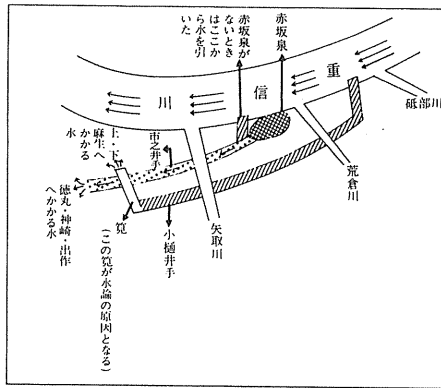
水論勃発 元禄一六年(一七〇三)の夏、干天続きのため上野・八倉・徳丸・出作・神崎の五か村、田地

にき裂を生じ、稲の枯死目前に迫る。ために七月二日夜、多数で押し寄せ小樋算の一部を切り落とす。役人の仲裁で、寛に添木を打ち、定法を協定して落着させ大事に至らずに終わる。

享保九年(一七二四) 大千ばつにより小樋を切り落とすかどうかで水論がもち上がる。役人の仲裁で、寛

宝暦一一年(一七六一) 宮之下村・上野村が天領すなわち幕府直轄地となる。この天領になったことが、下五か村の氣勢を助長することになる。同年夏の干ばつにあたり、新たに天領となった宮之下・上野が八倉・徳丸・出作各村と申し合わせて、享保の定法を破って小樋を引き落とす、そのうえさらに麻生村へ乱入して「老人子供ともいわず打擲し、公料を鼻にかけて狼籍した」(『大洲旧記』)。両麻生の農民たちは「堪忍なりがたし」と怒り、押しかえして堰を復旧し、三〇〇人ほどで騒ぎたてたが、藩の裁きでようやく静まった。

明和水論 明和八年(一七七七)の大千ばつに端を発した水論は、関係農民の間に流血の惨を招来し大騒動となった。六月八日八倉・宮之下・上野・徳丸・出作の下五か村の農民七〇〇人が、小樋井手を切り落としたため、両麻生勢二〇〇余名は、



第25図 市之井手と小樋井手

市の井手を横に堰き上げ、水を残らず小樋井手へ堰き入れた。この矢取川の乱闘で死者二名と多数の重傷者を出した。騒ぎが大きかったこと、天領から死者が出たことのため、大洲藩も公式に幕府に届けねばならなかった。同年一二月には勘定奉行松平右近将監から、関係者を備中代官へ差し出すよう命ぜられた。各村の庄屋・組頭・百姓代など三七〇余名が、翌明和九年（一七七二）二月諸役人付添いで郡中港を出発し備中へ

出頭した。当時備中代官所陣屋は倉敷にあり、出張陣屋が笠岡に設けられていた。倉敷および笠岡へ出頭した村々は次のとおりである。

- (1) 倉敷代官所代官万年七郎右衛門取調
 新谷藩御領下麻生村分（八四名）、大洲藩御領八倉村分（四〇名）、松山藩御領徳丸村分（五九名）、出作村分（五一名）、
 (2) 笠岡代官所代官野村彦右衛門取調
 徳川幕府御領宮之下村分（七九名）、上野村分（四名）、大洲藩御領上麻生村分（五九名）、

吟味を受けた者の内、両麻生村の者は始めから加害者扱いで牢舎に繋がれたが、他の者はいずれも宿預かりという形であった。両麻生村の者は一年以上投獄の責苦にあったが、審理の途中で下麻生村組頭兵右衛門が、発議者であると名のり出たこと



第26図 市之井手（下の水路）と小樋井手（てまえのコンクリートの掛樋）
 （砥部町八倉）

で大詰となった。

安永三年（一七七四）二月二三日、倉敷において判決があり、兵右衛門は死罪、その他は重追放・村追放・科料等さまざまであった。兵右衛門の刑は即日執行された。徳丸・出作両村の呼び出しを受けた者は庄屋・役人・百姓等一〇〇余名であった。小樋へ集結したこと、互いに打ち合わせた事情などについて聴取されたが、お叱りのみで取り調べも終わり、両村は人数割りで過料という処分であった（『大洲旧記』・『御替地古今集』・菅菊太郎『愛媛県農業史』・仙波貢『徳丸灌漑沿革史』による）。

赤坂泉の開設 明和水論があつて間もないころ、麻生村の赤坂泉開さくが問題になっていた。それが難工事であるだけに、何人もすすんでその衝に当たろうとしなかった。安永三年（一七七四）釣吉村庄屋阿部方左衛門は推されてその任に当たり、全精力を傾注して、天明元年（一七八一）十か年近くの歳月を費やして漸く完成した。

赤坂泉開設により一の井手はこれに用水を仰ぐことになり、長年にわたる確執の禍根は絶たれ、水論も解消されるに至る。寛政八年（一七九六）ごろの、一の井手掛り五か村田地畝数はつぎのとおりである（『赤坂泉文書』伊予市立図書館蔵）。

市の井手掛下五ヶ村田地畝数

百四町六反二畝叁歩

内

三拾三町九反五畝叁歩

八倉村

式拾三町四反六畝拾四歩	宮下村
九町貳反拾六歩	上野村
貳拾老町	徳丸村
拾七町	出作村

3 夫婦泉と上井手

夫婦泉の開設 夫婦泉(第27図)とは北泉と南泉をさすが、両泉とも森松村に徳丸村が開さくした泉で、現在も重要な用水源となっている。北泉は享保九年(一七二四)、南泉は北泉に隣接して宝暦七年(一七五七)開さくされた湧水泉である。

市の井手の取水に苦しんできた徳丸は、赤坂泉の開設に先だって用水源の探索に余念がなかった。享保九年の大干ばつはその探索に拍車をかけ、ようやく対岸の森松村下河原の地に豊富な伏流水を発見した。探索に日夜奔走していた庄屋安永孫四郎は、その開さく方を藩に願ひ出る。さいわい時の代官春日与兵衛の尽力により、久米郡代官の協力を得て新設したのが北泉である。しかし、干ばつ時にはなお不足するので、北泉に隣接する新泉増設を計画したが麻生・井門両村に反対される。しかし、徳丸村が藩主への御膳米を献上していることが、代官村上政右衛門を動かし、その斡旋により森松・井門両村の庄屋を説得し、新泉掘さくに成功する。

この北・南両泉は夫婦泉あるいは森松泉ともいわれる(第27図)。ともに面積は一反歩前後で、泉掛り畝数は約五〇町歩で徳丸耕地の過半に達していた。

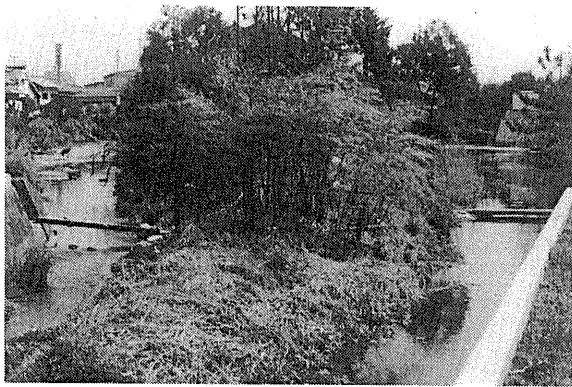
上井手紛争 夫婦泉養水を重信川を横断して徳丸部落に引水する用水路が上井手である。この上井手の掘り浚えをめぐって森松村との間にしばしば紛糾があった。なかでも安政三年(一八五六)の大干ばつにおける川浚えに端を発した森松方との紛争は深刻であった。さいわい大事に至らず代官奥平三左衛門の取計らいで和解を見たが、このときの和解協定はつぎのとおりである

〔徳丸村区長蔵文書〕。

為取替申定書之事

(前略)

- 一 徳丸村旱渴之節、前ニ浮穴郡ヨリ大落水之儀御願申上来候処、向後右御願申上問敷候事、
- 一 式ヶ所泉井手筋共浚方之儀、当時之形其俣ニ而、浚方隻入方共徳丸村一 手切存寄次第可致事、
- 一 式ヶ所泉井手筋共、当時之有形為不相狂、石垣柵建石相調寸尺相極、別紙絵図為取替候事、
- 但石垣之儀ハ、都テ高サ五尺ニ相究築方致、向後堀増相成根石狂ニ相成候節は、底へ継足築直シ可申、柵之儀ハ四尺杭ニ而式尺折込ミ残式尺之分柵ニ相成、向後堀増ニ相成候節ハ底へ継足可申、尤両横共此後継足等痛之節ハ、両村立会之上徳丸村ヨリ取繕可



第 27 図 夫婦泉。向かって左北泉、右南泉(松山市森松)

第三章 近世

申、尤羽口ヨリ裏栗石共入三尺土台無ニテ築直シ方致候事、
 一式ヶ所泉井手筋共、砂置床之儀是迄之通之事、
 但井手筋南側土手外砂置方之儀、是迄之通之事、
 一井手筋浚方之節、砂持運道筋六ヶ所之事、
 一井手筋兩岸立木之儀浚方障害ニ相成候分ハ徳丸村ニ伐除候事、
 但柳沢下刈之儀ハ、徳丸村ヨリ勝手ニ執計、元伐等致候節ハ、森松村ハ掛合立会之上伐方致候事、
 一南泉所東悪水落口巻ヶ所有之、其余ニハ無之事、
 一井手筋兩側岸欠痛之筋ハ、徳丸村ヨリ取繕候事、
 但出水ニテ田面水押等ニテ痛出来之節ハ、森松村ヨリ取繕候事、

浮穴郡森松村

組頭 清 七

同 次郎右衛門

同 新左衛門

庄屋 豊島重郎

安政三辰年十月

伊予郡徳丸村御庄屋

高市三右衛門 殿

組頭 栄 次 殿

平九郎 殿

源 次 殿

(下略)

以上の協定書にもとづいて徳丸村庄屋・組頭に対し、泉井手浚方について御諭書が下された。

4 杜若泉と横井手

杜若泉の復旧 昭和二十七年（一九五二）、その水利権を放棄解消した重信川対岸井門部落にあった杜若泉（第28図）は、藩政以来中川原部落の重要な養水泉であった。杜若泉の開きく年代は明らかでないが、享保六・七年（一七二一〜一七二二）の洪水で埋没したこの泉の復旧普請の記録（『立石表泉杜若泉所覚書』中川原区長蔵）が、次のようにその経緯や泉の規模などを伝えている。

元文二巳年

伊予郡中川原村用水浮穴郡井門村之内

立石表泉杜若泉所覚書

巳四月ノ

浮穴郡井門村之内立石表泉杜若泉丑寅兩年大水つゞ連辰才ニ兩村者共立合相極申候

杜若泉上分水場所関々下

一長五拾間 横老間三尺

同所 中泉

一長三拾貳間 横四間

立石表泉

一長百貳拾六間 横拾四間

但南北江堀土上江七百貳拾六間
巾六間土置場

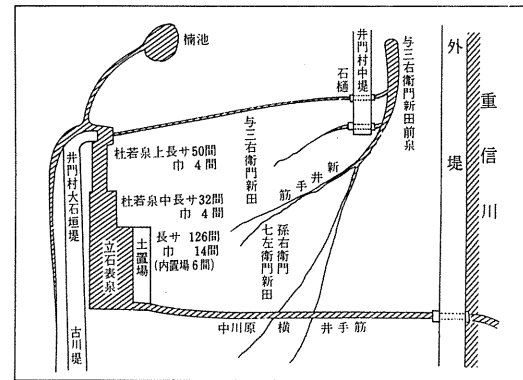
メ貳百八間

口上

一浮穴郡井門村之内、立石表泉杜若泉古来々当村用水ニ在来申候、拾七年以前丑寅兩年之洪水津々連、泉形ヲ無御座候様ニ相成申候ニ付、卯歳田方植付ケ相成不申候ニ付、其節之御代官中島関右衛門様之御願申上候得ハ、右泉所大破御座候故、同村与三右衛門新田前泉堀リ申候、郡方人足五百人仰付御堀セ被下候、翌年辰春立石表杜若泉堀之儀御願申上候得ハ、御代官所も御夫積リ被仰付御堀セ被下、其節夫高千貳百九拾八人夫食貳拾貳俵被下置、郡方人足ニ而御堀セ被下候、其節御裁許御手代林三次殿役人庄屋郷筒御出ニ而御座候、其節兩村庄屋与頭立合、右泉間寸土置場共相改申候ハ、上一番長百貳拾六間横八間都合長貳百八間之内、百貳拾六間場所南ニ置場根置六間ニ置申候、(下略)
元文三千年二月七日

中川原庄屋 清 蔵
同 与頭 忠左衛門
同 甚兵衛

右之通泉場所之義願出申候間御見分被仰付候様に被仰上可被下候、以上、



第28図 杜若泉・立石泉の図(現松山市)

享保九年(一七二四)復旧した泉は、東西二〇八間におよぶ一連の杜若上泉・中泉・立石表泉を総称し、この泉床^{さか}浚^はえは、その後御普請としてしばしば実施されている。

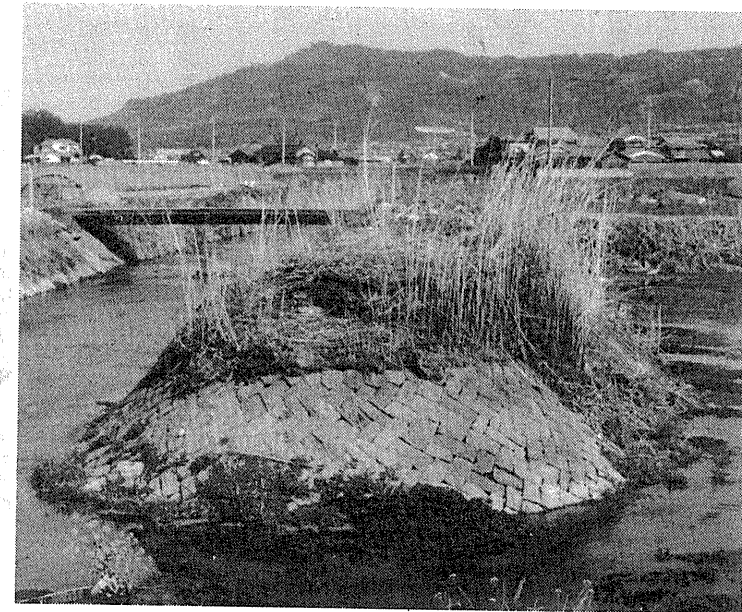
横井手 杜若泉養水の中川原部落の耕地へ導く水路が横井手である。この井手筋も徳丸の上井手筋のように重信川河床を横掘する。杜若泉の用水権を放棄した現在でも、重信川の表流水を導くために横掘りは必要である。洪水のたびごとに溝渠^{こうきょ}は流失埋没の危険にさらされるので、藩政時代以来長年にわたり多大の犠牲を払っている。

5 神取泉

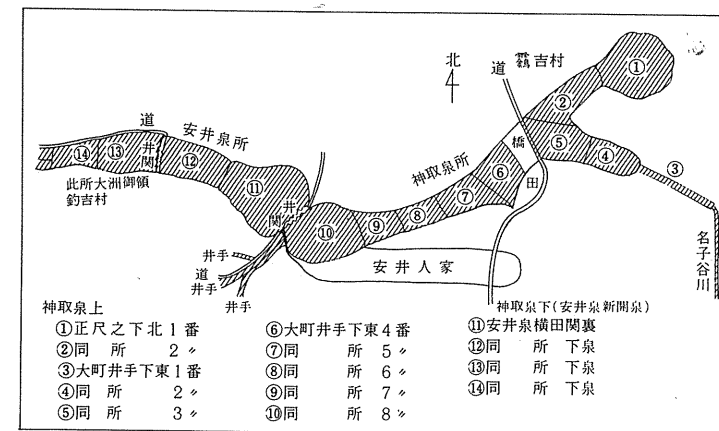
泉掛りの村 重信川旧河道の豊富な浅層地下水を湧水源とする神取泉(第29・30図)は、かつては伊予神社からその西方加佐部落の長尾谷川沿いに一四の泉が一連のように存在していた。この泉掛りの村々は享保一三年(一七二八)当時、鶴吉・南釣吉・横田・大溝・永田・東古泉・寺町・筒井・浜・黒田(北黒田)・南黒田の一一か村、灌漑面積は明和八年(一七七二)一九一町歩におよんでいる。用水源からみて神取泉は、松前地域においては最も重要な役割を果たしていた存在であった。神取泉の開きく年、その経緯は不詳であるが、享保ごろの泉の規模、その後の掘り浚え普請などを『神取泉文書』(伊予市北本龍太郎蔵)によって、その一端を記すと次のようである。

六 水利と水論

神取泉間寸畝付 享保拾三年	神取泉上 横田大溝南釣吉村用水源	正尺(雀)之下北壹番	同所 貳番	大町井手下東壹番(南壹番)	同所 貳番(南貳番)	同所 三番(南三番)	同所 四番(南四番)	同所 五番(南五番)	同所 六番(南六番)	同所 七番(南七番)	同所 八番 安井藪之下(南八番)	泉所ノ 拾ヶ所	一神取泉下(安井泉 新開泉)	鶴吉村安井泉横田閼裏分	右式ヶ所泉井閼ニ而鶴吉村永田村へ掛ル用水
長拾八間	長拾八間	長拾八間	長拾三間	長五拾壹間	長拾七間	長三拾八間	長拾壹間三尺	長貳拾六間	長三拾壹間	長拾四間壹尺	長貳拾六間	畝ノ 五反三畝八歩	永田横田大溝東古泉寺町筒井浜黒田南黒田鶴吉村用水源	長六拾貳間	長四拾五間
横折テ	横折テ	横折テ	横四間	横折テ	横折テ	横	横	横	横	横	横	畝	畝	横折テ	横折テ
七間四尺	七間四尺	七間四尺	壹間	壹間	四間	東七間三尺	拾貳間	東九間三尺	西四間壹尺	西六間貳尺	東拾貳間	畝	畝	拾五間貳尺五寸	七間三尺
畝 四畝拾八歩	畝 四畝拾八歩	畝 四畝拾八歩	畝 三畝貳歩	畝 壹畝廿七歩	畝 三畝拾八歩	畝 壹畝拾四歩	畝 四畝拾八歩	畝 六畝壹歩	畝 五畝拾三歩	畝 四畝七歩	畝 九畝拾六歩	畝	畝	三反壹畝廿六歩	七間三尺
														畝 三反壹畝廿六歩	畝 壹反壹畝八歩
														畝 壹反壹畝八歩	畝 壹反八歩



第29図 神取泉(向かって右新開泉、左長尾谷川)



第30図 神取泉の図

同所下泉 長武拾三間 横 五間三尺 畝 四畝七歩
 泉所ノ 四ヶ所
 畝ノ 五反七畝拾九歩

泉床・井手の浚渫を郡普請として実施する「大浚え」のうち、明和八年（一七七二）における夫積は次のとおりである。

明和八年堀方夫積（三月一六日より八日間）

神取泉上

一六八八拾老人卷分 内 貳百人 横田大溝用水泉底堀夫積高右兩村ノ可差出分

内 百人 永田東古泉筒井浜黒田右村々ノ内夫

残テ 四百八拾老人卷分 加勢夫

神取泉下

一千三拾六人式分 内 四百人 永田東古泉筒井浜黒田横田大溝用水泉底堀夫積高右村々ノ可差出分

残テ 六百三拾六人式分

惣夫合 千七百拾七人三分

内 六百人 七ヶ村ノ可差出分

残テ 千百拾七人三分 加勢夫

畝 百九拾七町

一 六百人 泉井掛り村々引請夫八ヶ村江割当但畝数ニ割付致七町ニ付三人卷分四厘ツ

内

畝拾六町 五拾人式分 永田村、畝三拾七町、百拾六人式分、大溝村、畝貳拾三町、七拾貳人式分 横田村、
 畝三拾六町 百拾三人四分 黒田村、畝貳拾五町 七拾八人五分 浜 村、畝四拾町、百貳拾五人六分、筒井村、
 畝拾七町 三拾四人五分 東古泉村、畝三町 九人四分 鶴吉村、

加勢夫割

保免村 四拾五人、西余土村 五拾三人、東余土村 五拾七人、垣生村 九拾八人、北川原村 四拾七人、
 大間村 三拾人、下高柳村 拾七人、昌農内村 四拾貳人、西古泉村 四拾貳人、恵久美村 四拾老人、
 上高柳村 三拾老人、神崎村 六拾人、出作村 三拾六人、徳丸村 七拾老人、中川原村 六拾貳人、
 市坪村 五拾人

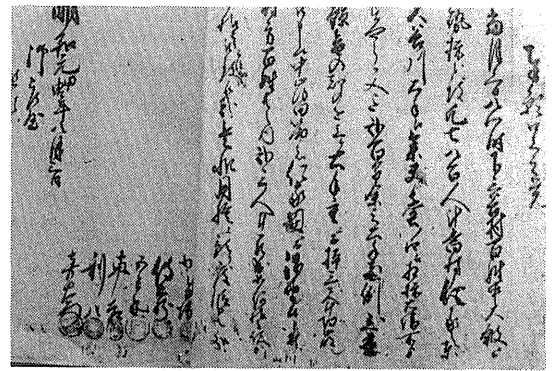
外ニ南霧吉村井手欠痛杭木打ニ貳人橋掛人足ニ拾五人南黒田村安井泉（神取泉下）堀方夫積ニ六拾人出夫セリ

6 大谷川水論

天井川である大谷川の氾濫頻度は高く、それによる田地水損をめぐり、南黒田村は下三谷村との間にしばしば水論を生じている。干ばつなどで用水不足の場合、水利慣行を無視して用水確保を図ることから争論になった村々の水論に対し、大谷川の場合は水防をめぐって惹起された水論であったことがその特色である。明和元年（一七六四）の水論も、水防をめぐる紛争であったことを『鷲野文書』は次のように伝えている。

一 三月廿八日 奉願口上之覚

一 当月二日八つ時、下三谷村百姓中大数ニ而勢揃被致、凡七八百人計当村仁家之東大谷川土手江參、夫々堂ノ口江相揃右場所ノ春江うか入迄、貳百間余之土手兩側へ立並、鯨音の聲を上ケ土手重ニ而押三尺計切崩ン被申候、（中略）
 一 其後追々御他領横田村千足水除ケ茂被差留、下三谷村大谷川筋ニ有之候四田井手くれ弥井手雷井手右上筋之井手茂相



第31図 大谷水論を示す南黒田農民の嘆願書(野野文書)

塞キ、井北黒田村へ相分り候井手茂相塞キ申ニ付、当村老ケ村へ水不残相集り浚方難相成、御田代も夥敷砂入ニ罷成候ニ付、無廻水除ケ御願申上防キ届申候処、其後追々下三谷村北黒田村土手重上ケ等仕、其上川幅茂広ク罷成候而、水重弥相増シ毎々土手切レ等御座候而御田代不成、小村之事ニ候へ者百姓共殊之外難波仕候、下三谷村吾川村ニ者大谷川筋ニ而右鉢之痛等茂相見之不申候、川成之儀者川上村々追々仕成シ申儀ニ付御座候へ者、当村とても右追々無廻重上ケ仕候得者、右ニ付意味遣恨之儀有御座間敷奉存候処、右之通多勢を以無法成義被仕懸甚心外奉存候、如何様訳ニ而右鉢之義被致候哉、御存知之通仁家開土手切崩され候上者、村方住居も相成不申候間、御役所様へ御願被仰上、急と右之趣御取成被下候様ニ、百姓共一統奉願候、以上

明和元年八月三日

幸 七 ㊦

御庄屋

(外六五名略)

組頭中

明和元年(一七六四)下三谷村農民多数が、南黒田村人家東の大谷川堤防を切り崩した。この切り崩された場所は、上流の下三谷・北黒田村分では嵩上げが施行されたが南黒田は捨て置かれ、そのため南黒田は洪水があれば河水が氾濫し、人家・田地は大きな被害を受けた。その防止のため自力で堤防の嵩上げを行った所である。そういう経緯の堤防を何故切り崩したか、その不法糾明を藩でとりあげてもらおうよう、百姓一統

が庄屋・組頭に嘆願したのである(第31図)。

南黒田・下三谷両村の確執は、大谷・八反地両河川が出合う堂ノ口あたりの排水不良にあったが、この地域が大洲・新谷両藩に分けられ、大谷川の治水政策が統一的に実施され得なかつたところに禍根があった。ために、大洲藩は自領である低部庄大南村と、新谷藩であった南黒田村との替地を幕府に願って天明元年(一七八一)許され、翌二年南黒田村は大洲領となる。かくて、天明四年ころ(『大洲領御替地古今集』)には、大谷川流域の築堤も完成し、水論の禍根は絶たれることになる。

7 草田池

鶴吉部落にあった草田池は、数少ない松前町の溜池のうちでは最大の規模のもので、周田(大五十二間、小三十三間)面積(大七八五七歩、小二六二二歩)灌漑原別二八町であった(『郷土誌北伊予村』)。道前道後水利事業の完成により、昭和四九年(一九七四)し尿処理場・町民グラウンドの敷地に当てられ草田池は消滅した。

四周を築堤した浅い、いわゆる丸堤池の典型であった草田池は、元禄一五年(一七〇二)以前の築造であり、文化一一年(一八一四)には取水樋門の改修が次のように行われている(『伊予郡定法帳』愛媛県庁蔵)。

天保五年

午五月

御奉行所御渡之写

一草田西池 元禄一五年午年帳ニ出

但辰巳名子谷川々水口樋水取悪敷相成候ニ付、文化十一年戊辰三月水口樋所替ニ而新規出来、申西角名子谷川ヲ越シ

第三章 近 世

水取樋、

長拾貳間内、

四間箱樋

幅

外法一尺

高

外法一尺

残り

八間石垣樋

幅

内法一尺

内法一尺

一草田東池

右同断

中土手ニ樋有之候処右樋ニ相成候事、

一一 災害と疫禍

1 松前と災害

災害頻発 重信川下流松前地域は天災地変の多発地域であった。松前の歴史は、水の恩恵に育ぐまれてきた半面、その災害を制御し克服しようとする懸命に生きてきた人々の上に築かれてきた歴史であった。慶長六年（一六〇一）伊予川が付替えられて新たに重信川がつくられ、天明四年（一七八四）ころには、大谷川に堤防が築造せられて、河川の氾濫はんらんによる災害は減少し、良田は拡大され、郷村の発展が促進せられてきたことは明らかである。

しかし、その河川工法も当時であつては、最高の技術を反映したものであつたであろうが、河水の統制は当時の技術をもつてしては完べきとはいえず、その後も重信川をはじめ大谷川・長尾谷川・国近川などは、しばしば氾濫を繰り返した。頻発する「蝗干風霖」すなわち蝗害・干害・風害・霖雨などは、医学の未開による疫禍と相まって、この地域の人々に多大の脅威と災害を与えてきたのであつた。そして、これら天災地変からくる米・麦などの減収・不作が、津留つよや交通などに原因する流通の制約と結びついて、農業余剰の乏しい農民を、飢餓の境遇に追い込み、さては流離・餓死などの悲惨な結果を招くことにもなった。

『日本災異志』は、慶長以来明治に至る間に享保・天明・天保の三大飢饉を含めて三五回に上る飢饉ききんをあげている。『愛媛県編年史』によると、藩政時代松山地方に発生した天災地変は約八〇回を数える。（『永代日

記覚』西高柳大西家蔵）は、延宝八年（一六八〇）から慶応三年（一八六七）に至る約一九〇年間における、松前地域に発生した災害・疫禍など三七回を簡単ではあるが記録している。この日記によると風水害一七回、干害一〇回、病虫害二回、地震四回、疫禍四回となっている。

2 風水害

延享五年風水害 延享五年（一七四八）七月の風水害を『永代日記覚』は、次のように記録している。

七月大風三度吹き中風大半吹きころき、家多痛、大雨、北川原土手切畑物痛、

このときの松前付近の水害の様を『味酒神社年代紀』は、次のように描写している。

延享五年七月廿四日、松前々書状参ル趣如左、（虫喰い）□□ニテ同井ノ町中村方水湛小家ニハ一人モ人ナク、尤廿二日ノ夕ヨリ

水湛廿三日明ケ七ツ□弥□五ツ時ヨリ助ケ舟五十艘計筒井村北河原村へ入込、替地ヨリ六艘参ル、諸人八ツ時迄水ニ切

レ居申ニ付、浜村ヨリ水舟参リ村中食事仕ル也、廿八年以前、丑年（虫喰い）已後ノ洪水也トゾ、諸方ノ痛ハシカト不知、（下略）

⑧ 廿八年以前の洪水は、享保六年（一七二二）の時のことで、『永代日記覚』は次のように伝えている。

閏七月、大水の高上高柳、西高柳両村堤防破れ、田畑共損害多く、人畜の死傷多かりき、

宝暦六年重信川改修 宝暦六年（一七五六）四月二五日『松山藩郡奉行所日記』は、松山藩が、重信川を改修したことを、次のように記録している。

伊予郡左之村々川筋普請相調出来方改、請渡候旨申出候間、御出郷日限被申達候へ、御奉行手付立合之儀可申達段、郷普請奉行へ申遣之、

第三章 近 世

中河原村	市坪村
大間村	上高柳村
西余土村	下高柳村
東古泉村	西古泉村

このときの改修工事が、どのような工事であったかは分からないが、およそ次のような内容のものであったと思われる。足立重信が伊予川付替えに当たってとった工法は、いわゆる関東流の低水工法であった。それは川幅を広くとり、堤防は低くして洪水時には河水を外に溢れさせ、その溢流した河水は外堤で防ぐというものであった。これが享保ごろから紀州流による高水工法に変わった。洪水時にも河水を溢流させない。そのために長大な堤防に改造する。宝暦六年の改修工事は、紀州流による改修工事の一環としての、堤防の嵩上げ、河底の浚渫、水制工を「鎌出し」から「曲出し」へ構築替えをすることなどではなかったかと推測される。

天明三年水害 『永代日記覚』によると、天明三年（一七八三）八月一日、下高柳村の土手が決潰している。これを『松山叢談』十上）は次のように伝えている。

松山洪水にて伊予郡下高柳村の土手百間余潰る。

また『郷土誌岡田村』では、

此時古銭大壺に入たるを堀出差上之先年上高柳村土手切候時稻荷社流来下高柳村に止る。流宮と称す。と記述している。

文政九年水害 文政九年（一八二六）四、六月には、伊予国各地に洪水の被害があった。松前地方では、重信川堤防が寸断され、大川沿いをはじめ郡内田地に激甚な被害があったことを『永代日記覚』は、簡単に次のように伝えている。

中川原・徳丸・大間土手切郡内田地痛、

さらに『松山叢談』十二上）は、渡船転覆による売魚婦廿五人の遭難を伝えている。

四月五日出合川出水にて渡船転覆売魚婦廿五人溺死、

これは重信川最大の水難事故と思われるが、浜村の人々にとっても痛恨の惨事であったと思われる。架橋土木技術が幼稚であったためか、松山城南部防衛線として重信川には架橋が許されなかったためか、この水難事故後も架橋をみることもなく、出合橋が竣工するのは明治に入ってであった。

石手川立花橋 重信川に橋の架橋をみなかったのに対し、石手川には藩政時代すでに寛政六年（一七九四）蓬萊橋、文政二年（一八一九）立花橋、ほかに遍路橋が架設されていた。立花橋は坂本村浄瑠璃寺の堯音和尚の浄財で完成されたもので堯音橋ともよんだ。立花橋開通式晴れの渡り初めには松前浜村の三夫婦が選ばれている。

弘化三年風水害 この年七月の風水害を（『鷲氏日乗』鷲野路太郎日記）は次のように記している。

弘化三年七月九日壬辰

暴風雨烈 風抜樹壞屋 江水暴漲 水満兩岸 恰如湖海 至夜三更 水勢漸減

おそらく大谷川であろうが奔流の凄まじさをほうふつさせるが、五〇年来の大風雨といわれたこの時の災

害については、次のような記録が、『松山叢談』(十三上)に残されている。

一 弘化三年七月九日、同一八日、松山領大風雨、樹木を倒し侍邸民屋破損し、男女十四人死失の旨、同九月九日御届、
 (「加藤家年譜」中)

弘化三年丙午六月廿五、廿八、七月九日、十八日、御在所大風出水二丈六尺、

3 地震

安政元年大地震 安政元年(一八五四)一月四日江戸に大地震あり、松前地方にも五日から大地震が襲来した。このときの地震については、次のような史料がその被害の一部を伝えている。

大地震あり障壁を仆し、人々は小屋がけをして漸く難をのがれたり(「郷土誌北伊予村」)

十一月五日大地震、崩家、村方土手震込(「永代日記覚」)

寅歳十一月五日七ツ時俄に大地震、其夜十八度之小ゆり、六日皆々用候に飯小屋を打申せざる者も有之、七日五ツ時相成候而又候大地震、前五日七ツ時之大変に四五日の間は昼夜共寝る者なし、万民神心にこりかたまり、寒中たり共皆々水こりをとり、はだかにて大社へは廻参、同時道後湯とまり湯つば民家門庭のことし(「嘉永六己歳心覚集書」徳丸後藤家蔵)

安政四年地震 安政四年(一八五七)八月二五日、またもや地震に襲われた。このときの地震については、次のような記録がある。

大地震、ころけ家大分有、ねりへおくこけ、土手筋大分はれ、田地所々いたみ、その後小ゆりかずあり(「永代日記覚」)
 己歳八月廿五日大地震所々大破、就而者九月十五日地震鎮祈念郡方頼来り、料米之儀は米七俵、配札之儀は何連も

奉書札也(「嘉永六己歳心覚集書」)

4 コレラ

安政年間コレラ流行 『永代日記覚』は、「ころり病はやり、人数大分死」と、安政五年(一八五八)におけるコレラの流行と死者の多かつたことを記録しているが、この年、長崎から始まってコレラは全国的に流行蔓延し、死者三万といわれ、松前には死者が多かつたことが伝えられている(保健衛生の項参照)。

翌六年、この年も七月中旬からコレラの蔓延をみた。この間の事情を『嘉永六己歳心覚集書』は、次のように記している。

「未之年四月中旬より雨繁く六七十日間に天気六日程、其余ハ少々にても雨のあしやむことなし、六月十五日青天と成暑氣し之ぎ兼、七月中旬之此暑障り之人多く俄に大霍乱トなり、日本国中人々病死之者数を知れず」と。

高忍日売神社では、悪病除け祈禱が次のように行われた。

七月廿二日、廿四日 徳丸村 二夜三日の祈禱 神興各戸巡回 神主肩祓
 七月廿六日、廿八日 大間村 右同断
 七月卅日 中川原村 神興各戸巡回 神主肩祓

九月下旬に相成悪病しづまる。

5 干害と蝗害

干害 『永代日記覚』は一〇回の干ばつを記録している。享保九〜一〇年（一七二四〜一七二五）は大ひでり稲多く枯れる」と、二年続きの干ばつに見舞われている。この享保年間は大出水の九〜一〇年大ひでり干ばつ、一三年、二〇年大風、一七年が未曾有の蝗害で、まさに天災に明け暮れた苦難の享保年であったといえる。

享保飢饉 「この年秋うんか、稲付たねなし、喰物なく人多く死す、其故御公儀に粍粒も不納、其故うえぶちいただき」（『永代日記覚』）。「古老の実談として伝うるところによれば、青きものと一つもなく、松皮を食したりと、人畜餓死するものも多く、或いは家財を失い、路頭に迷い、はては他郷に離散するものもあり」（『郷土誌岡田村』）と、郷土の記録は、その惨状と村々の荒廃を伝えている。

享保飢饉は享保一七年（一七三二）、夏から秋にかけての霖雨ならびに蝗害によって起こった一大災害で、松前地方における凶作史上、特筆すべき一大事変であった。この飢饉は西国一円に及ぶが、松山藩の被害は大きく、中でも筒井村付近の災害は最も激甚であった。この凶荒は、一囊の種麦を枕に節に殉じた作兵衛の義挙と共に、後世に伝うべき最たるものである（義農の項参照）。

次に筒井村付近の被害が甚大であった背景について簡単に述べる。当時、享保六〜七年は上高柳・下高柳（西高柳）村の堤防決壊し人畜が死傷するほどの大出水、同九〜一〇年は大干ばつなどで、田畑の地力衰え、天災の応接に暇のなかった農民は、疲弊をきわめていたことが想像される。筒井村のあたりは、重信川氾濫時には溢流河水の流路に当たり、国近川、長尾谷川の集水地域でもあり、二毛田でも湿気田（しきげだ）の多い低湿地であった。日照りには比較的耐干性を示すが、対湿性、対病性には比較的弱い土地がらであった。

米は貢租として藩庫に納める。小百姓である自作農のうちでも、五反百姓といわれる農民層には、貢米のあと、米はいくばくも手許に残らない。したがって農民の主要食料は麦・雑穀・野菜などである。享保一七年は三月から閏五月末まで霖雨（れんう）である。麦の収穫期に当たるこの長雨は、麦の立ち腐れとなり、収穫を皆無にした。農民の主食をささえる麦の収穫が皆無であったこと、それは農民にとって、とくに下層農民にとっては、夏からの食料を欠ぐことになり、決定的な悲運の第一歩はここに胚胎（はいた）していたといえる。

蝗害 六月末以来発生した「うんか」による被害は「野に一草をも見る能はず」という惨状をまねき、麦作皆無につづいて、稲作が決定的な打撃をうけるという悲運にみまわれ、農民の悲惨な窮状に迫らうちをかける結果となった。当時、虫害の駆除法としては、寺社における祈禱と「かね・太鼓にて虫送り」に頼らざるを得ず、油による駆除法をみるに至らなかったことが惜まれる。

雨乞い 虫送り、疲病送りなどと村々の共同祈願の一つである雨乞いは、松前地方では一般農民が行う「お籠り」と「おたた」が参加する「御面雨乞」である。「御面雨乞」は、御面によって水神を怒らせ、大いに暴れて雨をもたらしただくという趣旨の神事が中心になっている。干ばつに見舞われ、「御面雨乞」をとり行うことが決定すると、松前の「おたた」は稼業はとりやめ「お滝さま」の身なりで、三内村（現川内町）雨滝神社の神事に加わり祈願する。空梅雨であった明治四五年（一九一二）六月二十七日、古式にのっとった「おたた」の雨乞祈願を（『相原日記』重信町誌）は「伊予郡松前村ノ魚婦雨乞祈禱ヲ行フタメ、行列ヲシテ三内村河之内ノ滝ニ行クヲ見ル云々」と記している。

二 河 川

1 河川の歴史と変遷

重信川（一級河川） 重信川は、古来たびたびの水害の歴史を持つと共に、農業用水・工業用水・生活用水などの豊富な水資源を供給してきた。

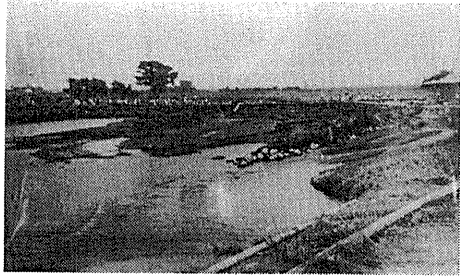
水源は、周桑郡元徳田村の東三方ヶ森（一、二三三㍎）で山狭部を南面に流下し、約一八㍎で左支流表川を合流し、道後平野を西流、途中約二七㍎で左支流砥部川を合流、さらに約三二㍎で右支流石手川を合流して伊予灘に注いでいる。

往時は伊予川と呼ばれ、その流路は、たびたび変遷していたようで、細かい調査に基づく諸説がある。そして、その変遷のたびに大きな災害をもたらしてきた。慶長年間（一五九六～一六一四）足立重信によって大改修が行われ、ほぼ現在の流路に固定した模様である。

流域面積は、ほぼ四四五平方㍎、水源地帯は崩壊性の地質よりなり、道後平野の扇状地帯を流下する河道は、典型的な荒廃型河川の条件を具えている。流路延長は、わずかに三六㍎に過ぎないので、水源と河口との平均勾配は、実に三二分の一という急勾配で本邦河川中でも北陸の諸河川に次ぐ急流河川で、中・四国では他に類例を見ない荒廃型河川である。

河幅が各所で急変しているため、上流より流下した砂礫が堆積し、中洲を形成、これが洪水時には破堤の

二 河 川

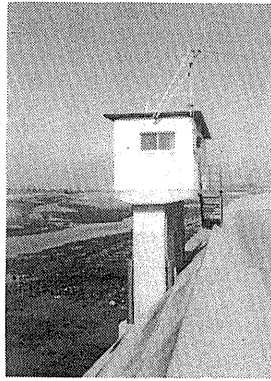


第32図 昭和18年7月大洪水（重信川中川原付近）

昭和一八年（一九四三）七月の大洪水は本町にとつて極めて大きな被害となった（破堤箇所・浸水区域については第34図参照）。戦後も昭和二〇年、同二六・二七・二



第33図 災害復興記念碑（中川原）



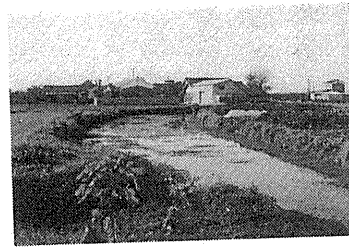
第31図 塩屋排水扉門

門がある。塩屋の排水扉門は、海水の浸入を防ぐ必要から、潮汐に応じて作動する完全自動式となっていて、潮位が高くなると、直ちに遮断する仕組みである。排水に関しては、既に足立重信による改修工事の際にも考慮せられていて、いわゆる「カスミ堤」という堤防を造り、堤防外の水は本流に流入するが、河川の水は耕地に流出しないという方式になっていた。現在も一部地区にその面影が残っている（『交通の項』古地図参照）。

この川の氾濫はたびたび繰り返されていたが、近代においては



第29図 赤坂泉



第30図 中川原泉

川右岸の水を取水するために河床下に埋設したヒューム管が露出するという問題も生じた。そこで、出合橋下手に土止工事を行って河床の低下を防いでいる。この施設は下流の松山市上水道用水の取水を考慮して、透水式となっている。また、この施設の下手、北川原地先にも土止工事を行っている。

排水扉門としては、北野・出合・塩屋等の各扉

原因ともなっている。中流以上は、表流水は極めて少ないが伏流水は豊富である。これは多量の砂礫の流下による河床の上昇によるもので、かつては付近耕地よりも二〜四倍も高い箇所も見られた。いわゆる天井川で、これが堤防決壊時の災害をますます大きくしてきた。しかし、現在では、上流の各支流に至るまで、大規模な砂防工事を行ったので、土砂の流下が激減した。その上、築堤用に大量の土砂の採取を行ったことなどによって河床は急速に低下していったが、現在にはほぼ安定している。

伏流水は、堤防下を浸出して、各地に多数の泉を形成、これが古来貴重な農業用水となっていた。赤坂泉・中川原泉などもその例である。また、各地に樋門を設けてこの川の水を積極的に利用している。夫婦樋門（徳丸）・横井手樋門（中川原）・梅檀樋門（西高柳）等である（水利の項参照）。

ところで前記のように河床が急速に低下したので、各取水樋門の機能が低下、また、徳丸などでは、重信

第三章 享保の大飢饉と松前地区

享保大飢饉の直接の原因は、麦の収穫期におよそ三か月にわたって降りつづいた長雨と浮塵子の異常大発生である。

享保一七年（一七三二）五月下旬から降りだした雨は、閏五月下旬まで降り続いた。六月初旬、一時、晴れ間も見したが、すぐにまた降りだし、七月上旬になってもやまなかつた。そのため、藩内の諸河川は氾濫しつづけ、夏季というのに（享保一七年六月二日は太陽暦八月一日）冷気がはなはだしく、作物が次第に腐敗しはじめた。

閏五月十日（太陽暦七月一日）打続き雨天諸川に出水依之郡役人其外夫々防場所へ罷出る右日より久米郡和氣村川向へ渡無之、池口等痛有之、温泉郡畑寺村大川原池堤きれる、其外川筋大痛へ無之、少し宛堤切、田方砂入水押数々有之、（松山叢談六定英公）

あまりの大雨に藩主定英は、参勤に上る日を二日延期している。

享保十七年五月十一日当日御発駕の筈の処夥敷降雨に付御延引

同十三日松山御発駕六月十二日御着府

（松山叢談六定英公）

霖雨と洪水に戦く百姓や漁師たちに、追ひ打ちをかけるように六月中旬から稲田に浮塵子がつきはじめたのである。大事到来が予想されて、漸く動揺しはじめた事情を『松山叢談』は、次のように述べている。

享保十七年七月朔日（太陽暦八月一日）諸郡とも稲虫害有之候に付道後八幡宮にて御祈禱被仰付諸郡にても追々存寄祈禱致毎夜大城かねにて虫送りをなす、（松山叢談六定英公）

同月九日水過候に付虫付候様にも申觸れ、依之米虫付無之稲者千付候様觸有之

同月十二日早稲太糖 中稲 晩稲大痛に付実のり不申と相見へ候分菜大根番麦等植付百姓勝手に致候趣相觸らる、

（松山叢談六定英公） （太陽糖赤米。外来品種。大唐米。多収だが品質劣る。）

同月十三日追々稲かれ御領分中皆無と相見え、依之町方等も騒動致し、

長雨と浮塵子の異常大発生により、物は腐り稲は枯死しはじめて、領分中収穫皆無の予想におびえ、不安動揺は町方にまで及んできた。為政者も農漁民も、なすすべもなく、神仏に祈願するよりほかなかつた。

浮塵子の被害の最大の特徴は、きわめて短時間に驚くほど速く広範囲に稲を枯死させ、収穫を皆無にすることである。『今治夜話』（今治藩士行塚政興著四巻 松平氏今治入国以来の見聞録）に「国分御廟」参詣の往きに青田であったものが、帰途には既に白く枯死した稲田をみた体験談をのせている。

岩井孫八物語ニ国分御廟参三行掛、野ハ白穂ノ中ニ衣千山之辺ニケ所青田有之ヨシニ、帰路ニハ是モ白ク成テ有シト也、

雲蚊ノ如クト云テ夥敷虫ナリケリ、毎夜行燈へ来ル所ノ稲虫ナリ、唯夥敷故大害ヲナスナリ、（今治夜話）

古来、「水旱」・「冷氣」・「霖雨」・「虫付」を凶作の四大原因として恐れ、特に「上方・西国筋は、稲に蝗生じて災ひあり」（田村仁左衛門吉茂『農業自得』）として関西地域が浮塵子発生気候的条件をつくりやすいことが指摘されてきた。

大蔵永常（明和五年万延元年一七六八—一八六〇）は、文政九年（一八二六）「蝗を除き豊稔をもたらせる」ために『除蝗録』を刊行したが、「蝗をなべてウシカと唱う。」と「蝗」の語意を明快に定義づけ「湧くが如く生じて稲葉の根を食ひ、大いに害をなす。」と被害の恐ろしさを強調している。ついで、享保の大飢饉を追想して、蝗の大害を説き、早期駆除を呼びかけている。

第三章 享保の大飢饉と松前地区

備、其享保子年（一七七年）の凶作といふ、前年亥冬寒気うすく、氣候不順にして子年に至り春雨しげく、其後しばしば照り、又五月末より閏五月下旬迄霖雨昼夜をわかつたず、六月初旬より漸くやむといへども氣候陰冷にして暑うすく、又中旬にして白雨度々あり、

其頃より蝗生じ、稻の茎を喰ひ枯しぬ、於是諸国一統凶作して飢饉に至る所多く、身うすき農民へう多しするものすくなからず、（「除蝗録」惣論二）

享保大飢饉は、霖雨と浮塵子の大災害が、社会的に貧困化していた農漁民の上に重なって悲惨な事態となったものである。自然の悪条件が、封建制度からもたらされる社会的悪条件と重なって加重され、未曾有の惨状を呈するに至ったものといえる。

被害は、西日本に集中した。損耗半分以上の藩は四六藩に及び、これら諸藩の平均年間実収高二三六万二千四百石余に比し、享保一七年の実収は、約二七%の六三万石余にすぎなかったというからいかに災害が大きかったかがわかる。

幕府は、組織的かつ大規模な救援活動にのり出した。飢饉地区に対し、二七万五千石余の救助米を払い下げた。しかし、直轄領の被害は比較的少なくなることができたが、私領においては飢人一九九万四千人余、餓死者一万二千人余、牛馬の斃死一万四千頭余に及んだ（『平凡社世界百科大事典』）。

封建制度下、救援活動を阻害し、被害をより大きくするものに、各藩それぞれが独立していて、互いに通行することを厳禁する「津留」がある。各藩は、自領の保護以外は考えようとせず、自領の物資の他藩への移出を厳禁するのである。藩境には互いに番所を設け河川は橋をかけず、故意に移動を困難ならしめた。米を中心とする経済体制の下では、危急時にあっても、他藩からの救済は期待できなかった。

享保大飢饉は、農民の経済的貧困と「津留」による交通の困難さに自然災害が重なって被害を予想以上にはなはだしくしたものといえる。

大三島の下見吉十郎（延宝二年（宝曆五年）一六七四—一七五五）が身命を賭して薩摩国から甘藷を持ち帰り、同島に移植して、飢饉から人々を救う基をつくったのは、享保大飢饉をさかのぼること実に二年、正徳元年（一七一—）のことであった。甘藷は、はじめ人々になじみ難かったこともあろうし、また、米の減収をおそれての藩の甘藷栽培に対する消極性もあったとはいえ、隣領の重要食料品が「津留」による交通困難のため伝わらなかった一例であろう。

また、浮塵子の「注油駆除法」は、寛文一〇年（一六七〇）、筑前国（福岡県）遠賀郡立屋敷村の農民蔵富吉右衛門が発見したといわれ（『昆虫世界』一四巻八号）、享保五年（一七二〇）には、同国糟屋郡多田羅村の農民丸彦四郎が発見し、さらに、享保一七年（一七三二）には、同国三笠郡の農民八尋某が発見したといわれている。

享保十七壬子年（中略）茲に筑前三笠郡八尋氏某我屋敷のうちに安置したる菅廟に詣で蝗を除かんことを祈る、或夕御燈を捧むとするに蝗夥しく群れて燈明の油に飛入りて死す、是を見て油の蝗に大敵たることに心付き、田に油を注ぎて試みるに須臾にして蝗の死すること夥し、夫より昼夜精力を尽して油を用ふるに稻再び蘇り其田実ることを得たり、（大蔵永常「除蝗録」惣論二）

貧困と激しい労働は、研究心を阻害したであろうし、「惣じて農夫は、質朴偏固にしてをしへさとしても作られざるものを作る事は、迷惑のやうに思ふ」（大蔵永常『綿圃要務』「惣論」）性格から保守的になる傾向は

あろうが、藩の閉鎖性、交通の不便さが「注油駆除法」などを諸国に速く伝えなかった原因であろう。浮塵子の被害については、元禄一〇年（一六九七）作兵衛一〇歳の時、すでに、東予地区ではその大きな被害を受けている（『愛媛県農業史』）にもかかわらず、中予地区では、その経験と対策が生かされずに見すごされたようである。

明和六年（一七六九）、宇和島の大塚六郎右衛門が、はじめて浮塵子駆除に油を用い、藩より表彰されている（『愛媛県農業史』）。北九州で注油駆除法が発見されてから約三〇年の後である（もともと北九州において注油駆除が享保飢饉に応用されたが霖雨と浮塵子の広範囲発生で大きな被害を出している）。しかし、幕府が鯨油駆除を代官あてに「虫付候田方江は鯨の油を凡そ一畝に二三滴づゝそゞぎ候へば虫を去り候由」と布告していたのは、一代將軍家斉（安永二年、天保二年）の天明七年（一七八七）と寛政八年（一七九六）であった（『日本農学全書15』）から、二〇年前に宇和島で使用されたことになる。

為政者が士農工商の身分制度に安座して、飢饉予想に安易感をいだいていて、対策が遅きに失したこともみのがせない。

「春秋灸を致し煩ひ候はぬ様」「饑饉の時を思ひ出し候へ」「饑饉の苦勞つね々忘るべからざる事」（『慶安御觸書』）とか布告を出しながら、封建体制の上に安住して施策が遅延し、救援活動が手おくれになったことは否めない。

享保一六年（一七三二）は豊作で、産米の処置に窮したほどであった。生産過剰となり、幕府は、米価の下落をとどめるため、諸大名に米の貯蔵を命じ、大阪への回米を制限した。大阪商人一三〇人を指名し、資産に応じて米を買わせ、また、大阪町内六〇〇町に町として米の買取りを強制割り当てをした。

享保十六辛亥 諸国米下直 古米ノ越多公儀ニテモ被成方無之川筋へ仮藏々建詰腐ニ被成候

大阪へ七拾万石余 町割ニ押売被仰付半分へ腐米ノ由

今治米式俵ニ付銀廿六匁云々（『今治夜話』）

松山藩では、当時、米価式俵につき「二十四五匁」に定められていた。

享保十四年五月米直段 二俵^{一俵}四斗入に付二十四五匁に付諸色直段下被仰出（『松山叢談六定英公』）

享保一七年（一七三二）当初は、飢饉など予想もしていなかった。五月初旬の霖雨にも麦収穫への一抹の不安はあっても、「死なぬ様に生ぬ様に」「余らぬ様に不足なき様に」年貢を徴収し、「絞れば絞るほど」年貢は徴収できるものとの安易感が為政者にあった。松山藩においても、藩財政再建のため、藩士の減俸率を高めたり、儉約令をたびたび出したりしていたが、一面貸米を許すほどの余裕があった。

当七月御借米之儀、御家中勝手ニ相成候ハバ、此節可相渡旨御家老中被仰聞候ニ付、土田勘右衛門 谷竹五郎方江帳面
出置候間、閏五月朔日夕晦日迄之内頭裏判手形を以 高百石ニ付式俵式斗之積切米取之分へ去歳之半分相渡候（後略）、

（享保十七年子年五月十五日觸）

また、幕命によって、宗對馬守へ松山城用米三千石を渡している。

享保十七年 壬子五月廿六日、松山城御用米一万石の内三千石宗對馬守へ可渡旨被仰出同七月相渡さる、（『松山叢談六定英公』）

その直後、突如として大飢饉の恐るべき予想が、現実になったのである。霖雨によって麦は腐敗

し収穫皆無、漁師は漁撈不能、わずかに貯えた雑穀も食い尽くし「植付勝手」と許可された菜・大根等による雑炊・葛根・わらび・楡の葉・稗・糠・海草等も乏しくなり、城下町松山へ「袖乞」に押しかけるようになった。

享保十七年七月十六日 郷方の者共 町方へ追々夥敷袖乞に罷出 今日杯は多人数一同袖乞と申し町家へ押かけ候袖乞は伊豫郡の者尤多き由 (松山叢談六定英公)

物資不足は、当然、物価の高騰をもたらせた。殊に、食糧品の値上りは著しく、米価の暴騰は、はなはだしかった。享保一四年以来二四、五匁に「直段下被仰出」(『松山叢談』)ていた米価が、享保一七年七月末には、二八〇目、一月五日では、実に七五〇目にまで急騰した。

享保十七年七月七日頃より御領内之稲ニ雲蚊と云虫付、作方皆無に相成ル、諸人及饑餓事大也、凡米式俵ニ付銀子百九拾目麦百式拾目位也、及春弥高値ニ相成也大守様諸人安全之御祈禱被付也、(『味噌神社年代記』)

味噌社日記云、享保十七壬子年六月申比より稲にうんかと云虫わき候て郡及村々昼夜大勢寄合候て逐候得共、中々止不申、夫に依り郡々稲実のり不申、最早七月始より雑穀切二俵に付直段右の通、

- 一 米 百六十目 一白麦 百廿五匁
- 一 小麦 百廿五匁 一荒麦百目
- 一 大豆 百九匁 其外給物准之

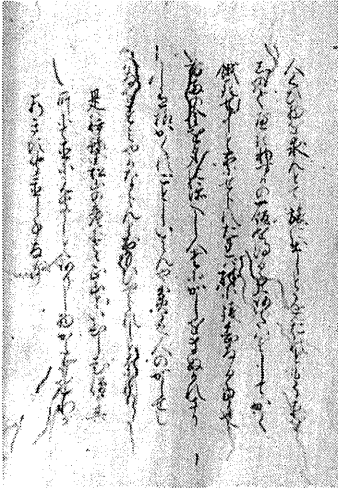
七月廿八日米直段銭札二百八十目、其後三百六十目の価也、尤直段極と申事なし、十一月五日社中の者風早より帰宅す、米直段七百五十目、表直段五百五十目、大豆六百五十目、小豆七百目、其外雑穀物高直段所々餓死人等多く有之候、(松山叢談六定英公)

大飢饉がいよいよ到来し、六月下旬ころから餓死人が出はじめた。為政者は、狼狽し、救助対策に苦慮するのである。奉行・代官は、村々へ急遽出張して実態把握につとめた。そのあわただしさを『松山叢談(六)』は次のように伝えている。

享保十七年七月十三日水野吉左衛門宅へ諸郡代官被相招今度虫差大痛に付諸郡改方代官引受被申渡之、同十四日罷出る郡奉行も出郷郡々罷越 (松山叢談六定英公)

米価の高騰は、止まるところを知らず、うなぎ上りに上昇して、ついには金銭で入手でき難いほどになった。わずかの貯えはなくなり、野に青きもの一本もなく、漁はできず「袖乞」は厳禁され、貧困の小漁民は、わずかの救援物資に頼り、餓死寸前の飢を凌ごうとした。

去歲 米廿六匁 今年七十七・八匁八・九十匁 暮廿八・九日 百目也(中略) 大阪糠下直ニテ 石ニ付十二匁故 追、申遣由粉ニハタキテ食物トス(中略)、当年ハ常ト違 五・六日無食ノ者ハ死(今治夜話)



第2図 『農論第九話』末尾 (県立図書館蔵)

文化二年(一八〇五)八月二四日、下野国那須郡黒羽藩士鈴木正長(享保一七、文化三年)は、『勸農儲蓄』(序文)のため『用心農論』を刊行したが、その「第九」において「金を持ち者うゑ死せし事」という項で、松山の老僧正山が見聞した事実談を載せている。

池鈴木正長

一為蝶軒と号す。通称「武助」、黒羽藩(栃木県黒羽町。大関氏二万石)の執政。享保一七年に生まる。この年黒羽藩も飢饉。「櫻櫛ノ中ヨリ荒敷ノ事ヲ聞」き農政に専念。文化三年一月三〇日没

第三章 享保の大飢饉と松前地区

第九 金を持ちし者うゑ死せし事

前にも享保十七年壬子西国すべて大ききん、
 うんか也（西国）此時、道にゆきたふれてうゑ死せし者おびただしく有けり、其中に一人の男ありしが、衣類を始め身
 いねむしつぎ大ききん、のまわり腰のものに至るまで美々しくてなみなならぬ出立ゆえに、其所の者死體を見届ければ、金百両を首くびにか
 て有りしとなり、さあれば多くの金を持ち人くひ物を求めんとて旅に出しとみえたれども、うゑをしのぐべきわずかの
 一飯を得ることあたはずして餓死せしと察せられたれば殊に残念なる事なり、百両の金を身に添へし人だに、がしをま
 ぬかれざりし有様かくのごとし、いはんや貧乏人のがしせし、なほすみやかならんとおもひやられしとなり、
 是ハ伊豫国松山の産にて、正山といひし老僧が其所にて直に見聞しとありし物語をわが若きころ聞置し事なり、
 (附)このあと五穀の金錢より大切なことを説き志を改めて耕作に励み農業を励むべしと結ぶ。

西南各藩の中でも松山藩の被害は特に甚大であつた。享保一七年(一七三二)十一月十九日、藩当局から
 幕府へ報告した被害状況は、次のとおりである。

享保十七年御老中乞左之通被相届之

- 餓死人 男 二千二百十三人
- 女 千二百七十六人
- 斃死馬 千四百三匹
- 斃死牛 千六百九十四匹

餓死者は、全国(四国・中国・九州)餓死者一万二百七十二人の約三三・九%強、南海道(紀伊・湊路・
 阿波・讃岐・伊予・土佐の六か国)の餓死者五千八百十八人の約五九・九%強、斃牛馬にいたつては、南海
 道全域で二千三百五十三匹だから、松山藩内の報告の方が多くなつてゐる(『日本災異志』)。

松山藩士安井左内熙載は、文政元年(一八一八)に
 随筆集『却睡艸』を刊行したが、享保飢饉の松山藩
 内の餓死者を次のとおり述べてゐる。

却睡艸に云

享保一七子年秋 西国大飢饉 いねに虫つき一向にみの
 らず松山死者四千七百八十余人とぞ記たり

④『松山叢談六定英公』および『却睡艸下』によると「享保十七年
 年秋西国大飢饉稲に虫つき一向にみのらず松山死者疑一凡九万
 四千七百八十余人」とある。

享保一七年の松山藩の人口は、土分を除き、一七
 万八、三七八人であるが、一
 二年後の延享元年(一七四四)
 の人口は、一五万七、三八七
 人と二万九九一人の減である。
 一二年後においても、人口増
 が享保一七年の人口にまで至
 らなかつた(松山叢談附録)。松山



第3図 高井長善寺 享保飢饉餓死者供養塔(臨濟宗)

享保十七年壬子歲中
 當郷餓死萬靈塔
 寛政於仲春立焉



第4図 拝志 享保餓死萬靈供養塔
 安永10年(1781)50回遠忌に建立。
 塔、墓地は常に清掃され供養する人々の香花がいつもあつたらしい。
 傍に100年遠忌の地藏尊がある。

藩の飢饉打撃がいかににはなはだしかったかを物語るものであらう。

松山藩主松平定英は、幕府より「差扣」の処分を受けるのである。

御上御叱被蒙御差控、寺社勤業の鐘鼓もおとたえ町人は節を打（却睡艸）イ四千余人

ついで、武士は「人も餓死せざりしを難じ藩主の恩恵を思ふべきことを論じている。

かかる死人の多きに、土中一人餓死の事も不聞、如何なる故ぞや（中略）、衆民何の罪ありて九万四千人の死傷に及や、其節の土中如何の功名勤勞有て、むまく生延しや、おもへば／＼もったいなくおそれおゝき事ならずや、時の執政の遠き慮りなき故に殿様迄へ汚名を掛奉る事ひとへに役人の罪也、（却睡艸）・『松山叢談六』定英公）

五月から降りだした長雨と、六月から異常発生した浮塵子によって、収穫皆無の予想が確定となり、貯えたわずかの食料・雑穀も食いつくして、辻々町々に餓死者が「其数難計」ほどでるようになった。野に青草一本もなく、食糧は暴騰しつづけ、袖乞いは厳禁されて、町々村々を彷徨し餓死に至る惨状は、想像をはるかに絶するものであらう。『松山編年記』及び『松山叢談』は次のように記録している。

享保十七壬子年五月十三日為御參勤、三津御乗船六月江戸御着同御礼、無程大手番御蒙り被遊候、

五月十六日長雨、田方植付ハ能候へ共六月末ウソウソカト申虫田方一面ニ付枯候而御物成一粒茂御取務無之、依之御家中人数扶持被仰付雜用銀札被下之、

御領分中飢人数多有之、倒死町々辻々道筋ニ多数斗がたく、町郷方江ハ御救米人別見分之上被下之前代未聞之由、米直段本銀八拾五匁九拾五匁迄成ル、粟石本銀五十匁位成ル、銀札ハ本銀壹匁ニ拾枚替諸人難儀、

十二月十九日右に付定英公御閉居被仰付候（松山編年記定英公）

御先祖由来記云、五月春よりの長雨六月以來うんかと云虫付一面ニ田方痛一粒も收穫無之（中略）、

飢人数多にてたふれ死、辻々町々に有之其数難計、（松山叢談六定英公）

北条村の矢野出雲義尚は、「享保十七年壬子年凶年覚書」で見聞した飢饉の惨状を次のように述べている。

春雨度々降申候故、麦作例年の半作、麦かりの時分は、天気よく以て麦日和にあひ申候、然共少分御座候（中略）小麦にアカテ夥敷つき種になり不申候、はだか麦も同事、五月の節同月十四日に入、是より雨ふり出申候て、閏五月廿八日迄雨ふり続、諸人殊の外難儀仕（中略）田植後三十日もふり続候故、稲等不宜所に、六月廿日比より風と蝗付、諸人の海不及申、七月朔日より盆迄は、諸社寺に於て種々の祈禱有之候、此虫諸人ウソカ虫と申候、都て田の水も川の水も赤く成申候て、くさく御座候、（中略）

土佐国は半分吉、南土佐、西土佐悪し、伊予は四国にて大痛、宇和より松山迄青氣なし、讃岐吉、備前備中備後等は一步通りの痛、播磨より五畿内吉、紀の国にて五万石の痛、安芸周防長門国大半痛と相聞之候。盆前より石物小売無之、小家之難儀不申及都て下人男女等皆隙を出し、諸人の心も一日立と心得悪く成申候、七月廿日頃より諸人わらびをほり、海川の魚蛤等を取り暮し候、前代未聞の大飢きん、後世諸食不可奢と、若夫共能心得嗜給ふべしと思われ候、

（伊予史談第四十八号）

噂に聞く他地域に比し、青色を失った伊予の惨状を的確に述べている。松前地区はさらにはなはだしい惨状を呈するのである。

第四章 松前地区飢饉の惨状

松山藩内において、筒井村を中心とする伊予郡の被害が最も大きかった。『伊予郡廿四ヶ村手鑑』（県立図書館蔵、発行年不明）の「免」の変遷が寛永一二年から元禄元年までである。従って元禄元年（一六八八）編集とみてまちがいない。によると、伊予郡は、通常「一万三千五百石七斗七合」の実収であるが、享保一七年には、わずかに「しえ粃廿一石」にすぎなかった。

享保十七年、稲田に浮塵子発生、被害多し、伊予郡（松山領丈）に於て僅に廿一石のしへ粃ありしのみ、為に餓学道に満ち死するもの頗る多し、義農作兵衛が麦種を枕として餓死したるは此年九月二十三日なり（『伊予郡年鑑』）

享保一七年、大念寺（浜）大智院（筒井）善正寺（筒井）妙寛寺（筒井宗意原）四寺の檀家内の死亡者は、七八五名にのぼり、これは、松山藩内死亡者三、四八九名の約二二・五％にあたる。

『西高柳稻荷神社記』によると氏子部落の祓川と新開に漸く「粃一二俵」を得たばかりと伝え、また、同部落大西家の『永代日記覚』には「御公儀ニ粃粒モ納メズ」と惨状を報じている。

享保十七年うんか災ニテ稲不熟ナレドモ、当稲荷五社大明神ノ産地下高柳村ノ内、祓川ト云フ所、又新開ト云フ所ニテ所ニ粃漸ク十二俵公蔵ニ相納ムル云々、当地方ノ粃ト称シテ僅カニ十二俵ノ収獲アリシノミナリト云フ、古老ノ実談ト称シテ伝フル所ニヨレバ青キノトテハ一ツモナク、松皮ヲ食シタリト云フ此ノ如キ大念院大飢饉ナリケレバ、人畜ノ餓死スルモノ多ク、或ハ他地方ニ離散スルモノアリ、或ハ之レガ原因トナリテ病死スルモノハ、資材ヲ失フモノ等非常ニ多カリ、此ノ如キ状態ナリシニヨリ、田畑ハ再ビ荒蕪ニ帰シ 田アレド耕サズ 庶草蒼蕪スレドモ除カズ 寂漠タル平原

トナリス、然レドモ救護米等ノ給与アリテ漸ク生ヲ保チタル、〔稲荷神社記〕

此年（享保十七年）秋うんか稲付タネナン、喰物ナク人多ク死ス、其故、御公儀ニ粃粒モ不納、其故うゑふちいたゞき、〔永代日記覚〕

被害の集中した筒井村・浜村は、重信川・国近川・長尾谷川の最下流に位置し、洪水の集中する所であり、海水の流入する場所でもある。また、浜村は、ほとんど漁師であり、長雨によって漁に出られず、米と交換する魚がとれなくて災害の打撃が大きかったものと思われる。

現在、松前町には、一六寺院がある。それら寺院及び松前町周辺の寺院の享保一七年の死亡者は、第3表のとおりである。

（妙明和八年（一七七二）判鑑帳によれば、一六寺院の外に、徳善院（筒井真言）、滝本院（永田天台）、大行院（大間天台）、淨西院（筒井天台）、長順坊（中川原真言）、教学坊（鶴吉真言）、佐京坊（鶴吉天台）、徳善坊（徳丸真言）、仙蔵坊（永田天台）、明吟坊（昌農内天台）があるが、山伏修験道で檀家は持たなかったようである。

『伊予史談』第一四八号に発表された柳原多美雄「享保の飢饉について」によると、享保一七年（一七三二）七月一五日次のような報告がある。

伊予郡代官為注進罷越

大痛村々次第

北川原村麦作皆無稲大痛皆無 餓死者三人出る、
 浜村 麦作皆無稲大痛 皆無 餓死者八人出る、
 筒井村麦作皆無稲大痛 皆無 餓死者十五人出る、
 古古泉村麦作皆無稲大痛皆無 餓死者二人出る、

第四章 松前地区飢饉の惨状

第3表 享保16、17、18年松前地区及び周辺地域死亡者数調査

所在	寺院名	宗派	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	不明	計	享保16	享保18
松前町	大念寺	浄	2	8	1	2	2	5	2	6	29	88	86	53	27	311	28	100
"	大智院	浄	5	5	1	2	3	1	0	6	33	57	106	74	0	293	15	99
"	善正寺	真	1	1	12	1	2	0	4	8	16	22	71	28	3	169	13	44
"	妙寛寺	日蓮	0	0	1	0	0	2	0	0	0	2	5	0	0	12	3	6
"	西沼寺	真	0	0	0	1	4	2	3	6	14	17	38	19	0	104	10	27
"	金蓮寺	真	3	2	2	1	3	1	0	2	10	16	35	46	1	122	15	48
"	吉祥寺	真	0	1	0	2	0	0	1	0	2	3	15	12	0	36	7	17
"	天長寺	禪	1	1	0	0	0	0	6	3	8	14	40	40	0	113	6	16
松山市	浄進寺	真	4	1	3	0	4	0	3	6	2	10	11	1	0	45	18	12
垣生	長楽寺	真														98	6	34
伊予市	栄養寺	浄	0	1	3	3	4	3	4	5	3	9	15	27	0	77	37	92
"	増福寺	禪	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	3	0	0
砥部町	理正院	真														28	8	23
中山町	盛景寺	禪	6	4	3	2	3	5	5	4	3	9	15	18	8	85		139
"	大興寺	禪	7	1	0	2	3	1	1	0	3	1	2	7	0	28	22	68
大西町	安養寺	禪	0	2	0	0	0	2	0	1	0	0	5	3	0	13	1	11
三津	儀光寺	真	1	2	4	2	7	2	4	9	19	53	101	69	8	281	7	164

- (注) (1) 上図は、松前地区全寺院16寺、松山市7寺、伊予市5寺、砥部町3寺、中山町2寺、双海町1寺、大西町3寺、長浜町1寺、計38寺の過去帳を調査し、そのうち17寺を挙げたものである。
- (2) 図中空欄は、過去帳の都合、その他により、数を計上しなかった箇所である。
- (3) 松山市本町4丁目の浄進寺は、松前より移転した寺院で、現在も、北川原、塩屋に多数の檀家をもっている。また、西垣生の長楽寺は、往時、松前地区と密接な関係があった。古三津の儀光寺は、環境が、松前地区と類似して飢饉の被害状態が同じ様相を呈している。
- (4) 伊予市栄養寺は、松前地域に隣接しているが、藩を異にするため、ほぼ同規模、同宗の大念寺と比較するため選んだ。増福寺は、当時、大洲曹溪院主の隠居所であり、檀家は役人のみに限られていた。享保年間20年の間に死亡者は5名にすぎぬ。「士1人も死なざる……」好例か。
- (5) 中山町の二寺は、山間部の被害状況が18年にくり延べられていることを示している。
- (6) 大西町は、藩の東端であるが、安養寺付近では、改庄屋、井手家の「友救い」が効果をあげている。松前町横田の天長寺と同規模であるが、約7分の1の被害にとどまっている。
- (7) 砥部町麻生の理正院は、松前地区と交流が深かった(俳句の項参照)。基背によると享保17年死亡者は38名となっているが誤りである。
- (8) 真言宗、禪宗の過去帳は、日別に死亡者を記入しており、年度順になっていない。したがって記入したが、消磨し薄れて年度、干支不明の箇処がかなり多く、死亡者を正確、厳密に把握できないところもある。
- (9) 寺院によると、新たに書き変えており、原本が破損して校合不可能のところもあった。
- (10) 死亡者が、全員餓死ではない。飢饉のための餓死は本格的には、6月ころより漸次はじまり、厳寒の11月、12月、翌18年の1月2月ころが餓死者が続出していることがわかる。寺院によると「病死」「餓死」と注記しているところもある。
- (11) 松前大念寺、大智院、善正寺、妙寛寺4寺の死亡者は従来801名といわれてきているが、正確でない。現存する過去帳によると785名が正確な数である。
- (12) 享保17年の松前地区16寺院の死亡者は、現存する過去帳によると総計1,829名である。
- (13) 当時、松前地区には、神宮寺、東林寺、教安寺、教願寺、道光寺、真光寺等現在廃寺となっている寺院があったから、死亡者の実数はさらに増加するものと思われる。
- (14) 表中「不明」とあるのは、戒名のみあって死亡日等記入のない霊である。(例 萱田妙不信女享保子歳17日)
- (15) 18年後半及び19年以降、死亡者は激減する。大智院に例をとると、19年20名、20年6名、元文元年6名、元文2年9名となる。

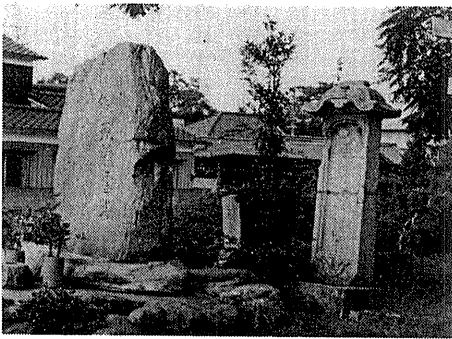
神崎村麦作皆無稲大痛 皆無 餓死者五人出る、
 釣吉村麦作皆無稲大痛 皆無 餓死者二人出る、

これによると、七月一五日までに松前地区六か村において麦は収穫なく、米の収穫も皆無確定、餓死人は三五名となる。同日報告された餓死者、浮穴郡一二名、温泉郡五名(他に重病人一五名)、久米郡一名(他に重病人五名)に比し、松前地区の被害がいかに大きかったかがわかる(町内寺院過去帳によるとさらに多くなる)。

同年における大念寺・大智院・善正寺・妙寛寺四寺の檀家内死亡者は、七八五名である。ただし、これは、旧松前地区の餓死者で総数ではない(上記四寺の檀家内死亡者八〇一人というのも正確でない)。たとえば、垣生村は、大智院



第5図 儀光寺過去帳 (三津)
 11月2日の項に「道休信士外に七人聖霊あり」として同日に8名家族全員が餓死したことを示している。



第6図 享保17、18年餓死者精霊塔 常光寺 (垣生)
 向かって右、古碑(通称うんか塚)
 左、昭和44年11月再建のもの
 「子丑両歳当村六百員餓死之霊」とある。同寺内陣には「三界万霊供養位牌」をつくり丁寧にまつている。

第四章 松前地区飢饉の惨状

のもつ明治二年（一八六九）の『宗門改帳』によると、檀家数は一九九軒である。同年、大智院過去帳による垣生村の死亡者は一五四名で、松前浜村と立地条件を同じくする垣生村の被害の大きさが推測される。これは、古三津地区においても同様のことがいえる。儀光寺は、同年二八一名に上る檀家内死亡者を供養しているが、漁業地域は浜村と同じように大被害があったものと思われる。直接食料品を生産しない地域の悲劇といえよう。

第4表は、簡井村・浜村四寺院の同年における檀家内の死者数である（『四寺院過去帳』）。全員が松前地区の住民ではないが、被害の大きさが想像できる。これによると、児童三七％、成年女子二四％、成年男子三九％となり、一家の生計を支える成年男子と、男女児童の死亡が多い。

松前町内、一六の寺院の過去帳に記載された享保一七年の死亡者は、一、八二九名に及ぶ。全員餓死とは断定できないが、松山藩内餓死者三、四八九名の五二％強にあたる。一〇月以降の死亡者は、全員飢えが原因とみて差支えないものと思われる。松前地区には、現在残る一六寺院のほかに、東林寺（昌農内浄土宗）大智院過去帳』によると、享保年間までであったこと確実） 教安寺（昌農内宗派不明現在ホノギ、名称のみ）神宮寺（西古泉真言宗、金蓮寺とともに玉生八幡大神社別当） 真光寺（黒田、真言宗現宗通寺は塔頭の一）道光寺（中川原真言宗護摩堂のみ吉祥寺に残る） 教願寺（西高柳日蓮宗）等があり、松山市本町の浄蓮寺のように松前地区から移転して多数の檀家を有する寺院があったから、これら寺院に葬った人々をあわせる

と松前地区の餓死者はさらに増加しよう。

簡井村は、『伊予郡廿四ヶ村手鑑』によると、元禄元年（一六八八）に家数一七五軒、人口七六六名であった。四四年後の享保一七年にもたいした変動はなかったものと推定される。『大智院宗門帳』によると、簡井村だけの大智院檀家は、五四軒、二二二人である（昭和五三年（一九七八）現在の大智院簡井在位の檀家は五六軒であり変わりがない。）。

大智院だけの簡井村檀家の享保一七〜一八死亡者は第5表のとおりである。明治二年（一八六九）宗門改めの家軒が享保年間より減少しているのは、一家全滅が多数あったためと思われる。一家の生計保持者を失った家庭が半数以上に及び、また、子供の死亡が四二％近い。簡井宗意原の『妙寛寺過去帳』によると、農夫弥三右衛門は、享保一七年一〇月から一二月の三か月間に母親と子供四人を亡くしている。これから類推して、簡井村では、半数以上の者が餓死したものと思われる。

浜村も大きな打撃を受けた。元禄元年（一六八八）一九二軒、七四五人の人口であるが、約六八％の一三軒が掘立て小屋に住む貧困さであった（『伊予郡廿四ヶ村手鑑』）。長雨による漁撈の中止は、一挙に生活を破綻させたものであろう。伝統の「売魚婦」もできず袖乞いもならず、拱手餓死した家庭も多かったものと思われる。『大念寺過去帳』をみると、同寺檀家内死亡者の九五％は浜村の人である。新開地の吉良兵衛（北川原に多くの家類をもつ吉良兵衛とは別）は、一〇月二〇日から一月二三日までの一か月間に本人と三人の子が餓死している。また、新立の仁兵衛宅では、一〇月一七日に妻子ともども五人が同日に餓死している。さらに、いたましいのは、『大念寺過去帳』に死亡の月日の記入のない餓死者二七名を載せていることであ

第4表 簡井浜村4寺院の享保17年死亡者

寺院	年齢別				計
	童	子女	成年女子	成年男子	
大念寺	134		62	115	311
大智院	113		80	100	293
善正寺	40		41	88	169
妙寛寺	4		4	4	12
計	291		187	307	785

（大念寺の死亡者のうち、今津8名、替地2名、北郷2名、三津1名を除く他は浜村死亡者）

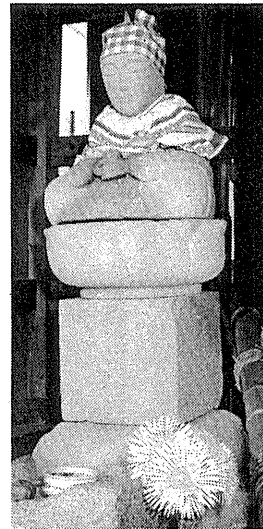
第四章 松前地区飢饉の惨状

第5表 享保17~18年大智院檀家内筒井村死亡者(筒井村の惨状)

氏名	本人	妻	子	兄弟姉妹	父その他	計	氏名	本人	妻	子	兄弟姉妹	父その他	計
伊右衛門	1					1	九右衛門	1					1
市郎兵衛		1				1	九兵衛			2			2
オツヤ					1	1	五助	1	1	1			3
オリク	1					1	五良兵衛		1				1
オシ子	1		2			3	小右衛門	1	1				2
オショフ	1					1	五兵衛		1	2			3
オサン			1			1	五兵衛(休心大徳)	1	1	4			6
オイト	1					1	小左衛門					1	1
勘助			1			1	権左衛門	1		2			3
寛兵衛			1			1	権七	1					1
勘右衛門		1				1	作右衛門	1					1
吉良兵衛(常連信士)	1		2			3	佐五兵			1			1
吉良兵衛(故心信士)	1					1	三右衛門	1	1				2
久助	1	1	1			3	三右衛門(浄宗信士)	1	1				2
吉兵衛		1				1	作兵衛(浄円信士)					1	1
久左衛門				1		1	次良右衛門(休本信士)	1					1
次郎右衛門(一遣信士)	1	1	3	1		6	半右衛門			3			3
七左衛門	1		2			3	八兵衛		1				1
甚右衛門			2	1		3	平助	1					1
甚兵衛	1			1	1	3	平藏			1			1
西進坊			1			1	武兵衛	1		2			3
甚太夫			1			1	六助		1				1
七助	1					1	六藏	1		3			4
善右衛門	1	1	3			5	与左衛門					1	1
清兵衛			1			1	利左衛門					1	1
善兵衛	1				1	2	半兵衛		1	2			3
清運	1					1	弥次兵衛				1		1
清助					1	1	作右衛門(善久衛門)	1					1
長右衛門	1					1	長兵衛	1					1
伝右衛門		1	3	1		5	太良左衛門		1				1
上右衛門					1	1	弥三右衛門	1					1
仁助	1					1	63戸	33	18	47	6	9	113

○ 休心大徳(五兵衛)の6人は12月26日同日に餓死。
 ○ 一家系が絶えた所も多くあったと思われる。次良右衛門(一遣信士)は8月24日師を亡くし、10月2日日本人と子供2人同日に死亡、つづいて、11月13日子供、12月11日子供が相ついで亡くなり、残った妻は翌18年2月8日死亡、一家は絶えた。
 ○ 「作兵衛」は、義農作兵衛とは別(浄円信士)、義農作兵衛は古泉金蓮寺の檀家で「道業信士」または「道英信士」という。

る。直接作物を作る田畑を持たず、魚を米に換えなければならぬ漁師の悲劇であろう。『大智院過去帳』に記載された「三四良宅」



第7図 横田供養地蔵尊

享保大飢饉後5年元文2年(1737)安置された。横田村は慶長2年(1597)疫病、享保17年(1732)大飢饉、横田川の氾濫で疲弊した。明治初年まで当地区唯一の貧村といわれた(『伊予善行録』)。

の五人同日死亡、「次良右衛門宅」の家族九人同日死亡、「源右衛門宅」の四人同日死亡は、今津漁師で同様の運命をたどったものと思われる。

横田村は、条里制の痕跡の顕著に残る地域で、早くから開拓され、比較的富裕の地と推測されるが、享保大飢饉によって壊滅的な打撃を受けた地域である。当時人口二百人余、若干の家庭を除き、大部分が天長寺の檀徒であるが、享保飢饉によって約六〇%以上が死亡したものと思われる(『天長寺過去帳』)。以来、容易に再建されず、明治初年まで影響が残った(歴史の項・人物篇 篠崎謙九郎の項参照)。

南黒田(新谷領、後、天明元年大洲領)も大きな打撃をうけたようである。国近川の出水と、うんかによって大打撃を受けた昌農内玉生組も、同年に供養地蔵尊を安置している。

上高柳のホノギ「松原」地区に古墳があったのは、恐らくは享保大飢饉の供養碑と思われる。刑場であったという口碑は、位置的に疑問があり信じ難い(『郷土誌岡田村』)。

恵久美「西沼寺過去帳」の奥書に、享保大飢饉後、九七年後の文政二二年(一八二九)時の住職有信の

第四章 松前地区飢饉の惨状

したためた供養の一文がある。西沼寺檀徒のうちの餓死者百余名の供養を毎年欠かさず執行し、以後も、永久に法要を営むことを期待した記録であろう。

魁 今月今日法界万霊

※岡田村江頸村永田村有無

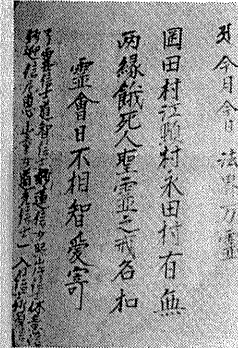
両縁餓死人聖霊之戒名扣

霊界日不相智爰寄(この後、一六三名の死亡者の法名を列記する。)

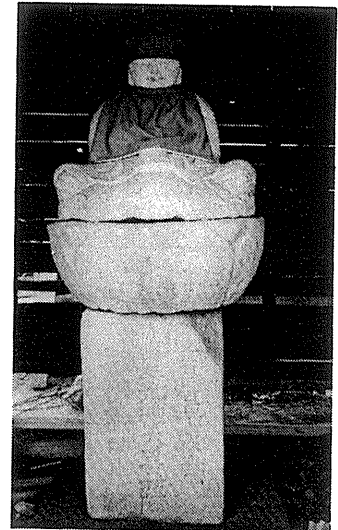
文政十二年 (注※岡田村は現在

惠久美の小字)

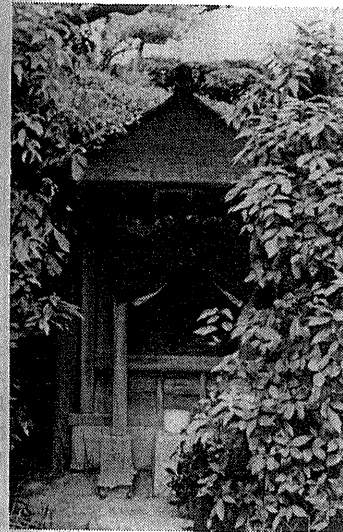
十月 吉祥日 有信代



第8図 西沼寺過去帳



第9図 南黒田供養地藏尊
宝暦4年(1754)3月安置、今に供養がつづいている。



第10図 玉生供養地藏尊
宝暦4年(1754)8月に安置、今も供養がつづけられている。

正確な資料は欠くが、松前地区はどの村(部落)も同じように、大きな被害を受けたものと思われる。西古泉も被害が大きかった。長徳寺過去帳にみると、享保一七年十一月二二日、作五右衛門は妻子五人餓死、同年一二月二六日、重藏は、子供四人を餓死させるなど甚だしい惨状を記載している。